

学校法人聖心女子学院 2027 年度 専任教員募集要項

募集職種	<table><tr><th>勤務校</th><th>出願区分</th><th>校種</th><th>教科等</th><th>採用人数</th></tr><tr><td rowspan="4">聖心女子学院 (東京都港区)</td><td>A</td><td>小学校</td><td>全科</td><td rowspan="10">若干名</td></tr><tr><td>B</td><td>小学校</td><td>理科(専科)</td></tr><tr><td>C</td><td>小学校</td><td>図工(専科)</td></tr><tr><td>D</td><td>中学校及び高等学校</td><td>英語</td></tr><tr><td>不二聖心女子学院 (静岡県裾野市)</td><td>E</td><td>中学校及び高等学校</td><td>数学</td></tr><tr><td rowspan="5">小林聖心女子学院 (兵庫県宝塚市)</td><td>F</td><td>小学校</td><td>全科</td></tr><tr><td>G</td><td>小学校</td><td>英語(専科)</td></tr><tr><td>H</td><td>中学校及び高等学校</td><td>国語</td></tr><tr><td>I</td><td>中学校及び高等学校</td><td>理科</td></tr><tr><td>J</td><td>中学校及び高等学校</td><td>英語</td></tr></table> ・勤務地（雇入れ直後）各勤務校（変更の範囲）原則として変更なし ・併願ご希望の場合は、お問い合わせください。	勤務校	出願区分	校種	教科等	採用人数	聖心女子学院 (東京都港区)	A	小学校	全科	若干名	B	小学校	理科(専科)	C	小学校	図工(専科)	D	中学校及び高等学校	英語	不二聖心女子学院 (静岡県裾野市)	E	中学校及び高等学校	数学	小林聖心女子学院 (兵庫県宝塚市)	F	小学校	全科	G	小学校	英語(専科)	H	中学校及び高等学校	国語	I	中学校及び高等学校	理科	J	中学校及び高等学校	英語
勤務校	出願区分	校種	教科等	採用人数																																				
聖心女子学院 (東京都港区)	A	小学校	全科	若干名																																				
	B	小学校	理科(専科)																																					
	C	小学校	図工(専科)																																					
	D	中学校及び高等学校	英語																																					
不二聖心女子学院 (静岡県裾野市)	E	中学校及び高等学校	数学																																					
小林聖心女子学院 (兵庫県宝塚市)	F	小学校	全科																																					
	G	小学校	英語(専科)																																					
	H	中学校及び高等学校	国語																																					
	I	中学校及び高等学校	理科																																					
	J	中学校及び高等学校	英語																																					
着任日	2027 年 4 月 1 日(ただし、採用日から6ヶ月間は試用期間とする)																																							
応募資格	1. 心身ともに健康で、該当する校種・教科の有効な教育職員免許状を有する方、または 2027 年 4 月 1 日までに取得見込みの方。 2. 学校教育法第 9 条の欠格条項に該当しない方。 3. 出願区分 B は、中学校または高等学校教諭 理科の教育職員免許状を保有していること。 また、小学校教諭の教育職員免許状も保有していることが望ましい。 4. 出願区分 C は、中学校または高等学校教諭 美術の教育職員免許状を保有していること。 また、小学校教諭の教育職員免許状も保有していることが望ましい。 5. 出願区分 G は、中学校または高等学校教諭 英語の教育職員免許状を保有していること。 また、小学校教諭の教育職員免許状も保有していることが望ましい。 6. 出願区分 I は、特に化学の授業が担当できること。地学基礎の授業も担当できることが望ましい。																																							
勤務条件	1. 契約期間 期間の定め なし 定年は 65 歳に達した年の年度末日 2. 業務内容 雇入れ直後：教員としての教科指導、生徒指導、その他諸活動の指導および 各種分掌での業務 変更の範囲：原則として変更なし 3. 勤務時間 <u>聖心女子学院・小林聖心女子学院</u> 1 年単位の変形労働時間を採用し、1 週間の所定労働時間を平均 40 時間 以内とする(休憩時間は勤務時間によって 45 分または 60 分)																																							

	<u>不二聖心女子学院</u> 月～金曜日 8:10～16:55(休憩 12:15-13:00) 4. 所定時間外労働 学校行事や入試業務等により、時間外勤務が発生する場合があります。 5. 休日 原則として土曜日、日曜日、祝日 年末年始、その他学院が定める休日 6. 休暇 年次有給休暇、特別有給休暇
待遇	1. 給与 本学院規程により、年齢・経験等を考慮の上、決定します。 詳細については、お問い合わせください。 2. 諸手当 義務教育等教員特別手当、扶養手当、住居手当、通勤手当(月額上限有)、 期末手当及び勤勉手当(賞与)等 3. 社会保険 日本私立学校振興・共済事業団(年金、健康保険)、雇用保険および労災保険
応募方法	【応募書類】 1. 履歴書(写真貼付) 「専任教員」の募集ですが、「常勤講師」としての採用の可能性もあります。 「常勤講師」として採用の場合は、1年間の勤務の後、専任教員登用の場合もあります。 応募時点でのご希望のご意思を確認させていただきたく、下記の①または②のいずれかを履歴書の備考欄に明記してください。 ①「専任教員」としての採用のみを希望する。 ②「専任教員」を希望するが、不採用の場合、「常勤講師」としての採用を希望する。 2. (既卒者の場合)職務経歴書 3. 学校法人聖心女子学院への教職員志望動機書(A4 横書き、800字以内) 4. 教育職員免許状の写しまたは取得見込証明書(旧免許状所持者で更新手続きを行った方は、当該証明書の写しを含む) *第1次審査通過の方は、第2次審査時に以下の書類原本を提出していただきます。 5. 卒業証明書または卒業見込証明書 6. 成績証明書(大学院修了者は大学院の成績証明書も含む) ・1～4の書類はPDF形式にして、個別のファイルにしてください。 ファイル名は、“【氏名】ファイル名”としてください。(例:【聖心花子】履歴書) ・1～3は、パソコンで作成してもかまいません。 【応募締切日】 2026年10月19日(月)

	【提出方法】 (1)応募フォームに必要事項を入力し、エントリーしてください。 ▶応募フォームはこちら https://forms.gle/RVELbX2Vuzfg7TTy9 (2)エントリー受付後、採用選考委員会より3日以内（土日祝日を除く）に受付完了メールをお送りいたします。 (3)受付完了メールを受信後、返信する形で、上記書類1～4を添付して提出してください。
選考方法	第1次審査【書類選考】10月下旬までに全応募者に選考結果をメールで通知します。 ▼ 第2次審査【筆記試験・模擬授業を含む面接試験】 2026年11月8日（日）出願校にて実施します。 ▼ 第3次審査【面接試験】2026年12月中旬 学校法人本部（東京都）にて実施します。
その他	・個人情報に関しては、当法人における選考、採用の目的範囲内で利用し、他の目的に使用することはありません。 ・応募書類は返却いたしません。 ・受動喫煙対策のため、各校とも敷地内禁煙です。
問合せ先	学校法人 聖心女子学院 採用選考委員会 e-mail contact-saiyo@sacred-heart.jp 学校法人ホームページ https://www.sacred-heart.ac.jp/
こども性暴力防止法について	・本業務へ従事するに当たっては、2026年年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを法令に基づき確認致します。結果によっては採用内定を取り消すことがあります。

学校法人聖心女子学院 2027・2028 年度 専任職員募集要項

募集職種					
	勤務校	出願区分	校種	教科等	勤務開始日
	不二聖心女子学院 (静岡県裾野市)	K	中学校及び 高等学校	寄宿舍指導員	2027 年 4 月 1 日
		L	中学校及び 高等学校	寄宿舍指導員	2028 年 4 月 1 日
	・勤務地（雇入れ直後）各勤務校（変更の範囲）原則として変更なし				
着任日	・出願区分 K は、2027 年 4 月 1 日（ただし、採用日から6ヶ月間は試用期間とする） ・出願区分 L は、2028 年 4 月 1 日（ただし、採用日から6ヶ月間は試用期間とする）				
応募資格	1. 心身ともに健康で、学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方。 2. 教育職員免許がなくても応募できます。 3. 職務内容が女子寄宿舍での指導のため、男性は応募対象になりません。				
勤務条件	1. 契約期間 期間の定め なし 定年は 65 歳に達した年の年度末日 2. 業務内容 雇入れ直後：寄宿舍における生徒の生活指導・支援、安全管理等 変更の範囲：原則として変更なし 3. 勤務時間 一年単位の変形労働時間制とし、労働日ごとの所定労働時間は8時間で、 一週間の所定労働時間が、一年を平均として、40 時間以下とします。 勤務は、原則日曜日夕方から金曜日朝となります。 4. 所定時間外労働 行事や緊急時の対応等により、時間外勤務が発生する場合があります。 5. 休日 原則として土曜日、祝日 夏期休暇（20日程度）、年末年始（15 日程度）、その他学院が定める休日 6. 休暇 年次有給休暇、特別有給休暇				
待遇	1. 給与 本学院規程により、年齢・経験等を考慮の上、決定します。 詳細は不二聖心女子学院までお問い合わせください。 2. 諸手当 調整手当、担任手当、寄宿舍職員特別勤務手当、専任寄宿指導手当、宿直手当、時間外手当、 扶養手当、住居手当、通勤手当（月額上限有）、期末手当及び勤勉手当（賞与）等 3. 社会保険 日本私立学校振興・共済事業団（年金、健康保険）、雇用保険および労災保険				

応募方法	【応募書類】 1. 履歴書（写真貼付） 「専任職員」の募集ですが、「常勤嘱託職員」としての採用の可能性もあります。 「常勤嘱託職員」として採用の場合は、1 年間の勤務の後、専任職員登用の場合もあります。応募時点でのご希望のご意思を確認させていただきたく、下記の①または②のいずれかを履歴書の備考欄に明記してください。 ①「専任職員」としての採用のみを希望する。 ②「専任職員」を希望するが、不採用の場合、「常勤嘱託職員」としての採用を希望する。 2. （既卒者の場合）職務経歴書 3. 学校法人聖心女子学院への教職員志望動機書（A4 横書き、800 字以内） 4. （該当者のみ）教育職員免許状の写しまたは取得見込証明書（旧免許状所持者で更新手続きを行った方は、当該証明書の写しを含む） *第 1 次審査通過の方は、第 2 次審査時に以下の書類原本を提出していただきます。 5. 卒業証明書または卒業見込証明書 6. 成績証明書（大学院修了者は大学院の成績証明書も含む） ・1～4の書類は PDF 形式にして、個別のファイルにしてください。 ファイル名は、“【氏名】ファイル名”としてください。（例：【聖心花子】履歴書） ・1～3は、パソコンで作成してもかまいません。 【応募締切日】 2026 年 10 月 19 日（月） 【提出方法】 (1) 応募フォームに必要事項を入力し、エントリーしてください。 ▶ 応募フォームはこちら https://forms.gle/RVELbX2Vuzfg7TTy9 (2) エントリー受付後、採用選考委員会より3日以内（土日祝日を除く）に受付完了メールをお送りいたします。 (3) 受付完了メールを受信後、返信する形で、上記書類1～4を添付して提出してください。
選考方法	第 1 次審査【書類選考】 10 月下旬までに全応募者に選考結果をメールで通知します。 ▼ 第 2 次審査【筆記試験・面接試験】 2026 年 11 月 8 日（日） 不二聖心女子学院にて実施します。 ▼ 第3次審査【面接試験】 2026 年 12 月中旬 学校法人本部（東京都）にて実施します。
その他	・個人情報に関しては、当法人における選考、採用の目的範囲内で利用し、他の目的に使用することはありません。 ・応募書類は返却いたしません。 ・受動喫煙対策のため、敷地内禁煙です。
問合せ先	学校法人 聖心女子学院 採用選考委員会 e-mail contact-saiyo@sacred-heart.jp 学校法人ホームページ https://www.sacred-heart.ac.jp/

こども 性暴力 防止法に ついて	・ 本業務へ従事するに当たっては、2026 年年 12 月 25 日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを法令に基づき確認致します。結果によっては採用内定を取り消すことがあります。
-------------------------------------	--